

災害復旧工事にて必要と思われる「作業開始時の届出」等一覧について（抜粋版）

<工事開始前>

適用事業場報告	届出の提出先	届出の提出期限	様式	準拠条文
適用事業場報告	現場管轄の労働基準監督署長	適用事業場になったとき 遅滞なく	第23の2号	労基法104の2 労基則57
時間外労働、休日労働に関する	現場管轄の労働基準監督署長	事前に、労働者代表との協定書添付	第9号	労基法36 労基則16、17
労働に関する協定届（1年単位の変形）（事業場外労働）	現場管轄の労働基準監督署長	事前に、労働者代表との協定書添付	第4号 第12号 第13号	労基法32の4 労基法32の4の2 労基法38の2 労基則12の4 労基則24の2
寄宿舍設置届	現場管轄の労働基準監督署長	寄宿舍を設置するとき 工事開始14日前	監督署に問い合わせ	労基法96の2 建寄規5の2
寄宿舍規則届	現場管轄の労働基準監督署長	労働者代表の同意書 を添付	監督署に問い合わせ	労基法95 建寄規2
建設工事計画届（労働基準監督署長）	現場管轄の労働基準監督署長	作業開始の 14日前	第21号	安衛法88__3 安衛則90 安衛則91
建築物解体等作業届	現場管轄の労働基準監督署長	作業開始前	第1号	安衛法100の1 石綿則5
建設物・機械等設置届	現場管轄の労働基準監督署長	設置の30日前	第20号	安衛法88__1 安衛則85、86、88
特定元方事業者の事業開始報告	現場管轄の労働基準監督署長	作業開始後遅滞なく	監督署に問い合わせ	安衛法30 安衛則664
（統括安全衛生責任者選任報告）	現場管轄の労働基準監督署長	作業開始後遅滞なく	監督署に問い合わせ	安衛法15 安衛令7 安衛則664
（元方安全衛生管理者選任報告）	現場管轄の労働基準監督署長	作業開始後遅滞なく	監督署に問い合わせ	安衛法15の2__1項 安衛則664
（店社安全衛生管理者選任報告）	現場管轄の労働基準監督署長	作業開始後遅滞なく	監督署に問い合わせ	安衛法15の3__1項 安衛則664
安全衛生責任者選任報告	特定元方事業者	作業開始後 遅滞なく	監督署に問い合わせ	安衛法16
共同企業体代表者届	現場管轄の労働基準監督署長を経由し、労働局長	作業開始の 14日前	第1号	安衛法5 安衛則1
労働保険・保険関係成立届（単独有期事業）	現場管轄の労働基準監督署長	工事開始後 10日以内	第1号 乙	徴収法4の2 徴収則4
労働保険・保険関係成立届（一括有期事業）	現場管轄の労働基準監督署長	諸口工事を一括して 工事開始の翌月10日まで	第1号 甲	徴収法4の2 徴収則4

<工事中随時>

適用事業場報告	届出の提出先	届出の提出期限	様式	準拠条文
【設置届】 クレーン デリック エレベーター 建設用リフト ゴンドラ	現場管轄の労働基準監督署長	工事開始の30日前	第2号 第23号 第26号 第30号 第10号 第20号	安衛法88 クレーン則5 クレーン則96 クレーン則140 クレーン則174 ゴンドラ則10 安衛則86 特化則11__1
【設置報告】 クレーン 移動式クレーン デリック エレベーター 管理リフト	現場管轄の労働基準監督署長	その事由が発生した場合	第9号 第9号 第25号 第29号 第29号	安衛法100 クレーン則11 クレーン則61 クレーン則101 クレーン則145 クレーン則202
寄宿舍規則変更届	現場管轄の労働基準監督署長	届出済みの寄宿舍規則を変更した時	監督署に問い合わせ	労基法95 建寄規2